

鑄錢司の所在地について

はじめに

日本書紀天武十二年四月壬申条に「詔曰。自今以後。必用銅錢。」の記事がある。これがわが国における貨幣の使用に關し、信頼できる最初の史料である。⁽¹⁾この史料から、これ以前に貨幣の流通していたことは明らかになるが、それが何時頃まで遡及できるか、また流通の範圍およびその規模は不明である。周知のように、わが国において貨幣の流通が本格化するのには、和同開珎の鑄造以降のことである。その時政府は、蓄錢叙位令などのいくつかの貨幣流通政策を出し、民間における貨幣の流通を促進させようとしている。このことから、貨幣の流通は和同錢鑄造以前に、ごく限られた人々の間にみられたが、広範圍にわたるものでなかったと考えられる。そしてまた、和同錢以降にみられる諸種の貨幣流通政策からみて、わが国の貨幣の使用は、社会的な要求によって始められたとするよりも、政府が、政治的な理由をもって貨幣の使用をはじめたとみることができる。では、その理由とは何であらうか。

中 村 一 紀

右の問題を考える手懸の一つとして、本論では鑄錢司の置廢を取りあげてみようと思う。すなわち、従来の研究によって明らかのように、鑄錢司は、奈良・平安の両時代を通して一カ所に固定されておらず、たとえば河内、山城、長門、周防などの各国にその所在地が確認されている。しかし、これらの国以外にも鑄錢司の所在の推定されている国があり、その当否については、なお検討しなければならないように思う。したがって本稿では、鑄錢司の所在国について具体的な検討を試み、⁽²⁾いでそれらの諸国に鑄錢司を設置した理由を考えようと思う。

一 和同錢鑄造以前の鑄錢司

わが国における鑄錢司の初見は、日本書紀持統八年三月乙酉条の「以直廣肆大宅朝臣麻呂。勤大貳臺忌寸八嶋。黄書連本實等。拜鑄錢司。」の記事である。右の記事で、第一に、三名の官人を並記していること、第二に、三人のうち、臺忌寸八嶋は漢人系、黄書連本實は高句麗人系であることが注目される。⁽³⁾まず第二点からいえば、持統八年に政府が鑄錢事

業を行うさい、彼等の知識・技術に依存することが大きかったのであろう。しかし、この時の鑄銭の成果については確認できない。私は、このときの鑄銭司において鑄銭は行われなかったのではないかと思う。そのことは第一点に関連するのであるが、そのまえに持統八年よりわずか五年後の続日本紀文武三年十二月庚子条に「始置鑄銭司。以直大肆中臣朝臣意美麻呂為長官。」の記事があり、持統、文武両朝の、しかもわずか五年間のうちに、鑄銭司設置の記事が二度もみえることの意味を考えておきたい。すなわち持統八年の鑄銭司と文武三年の鑄銭司は、名称は同じであるが、機能を異にするのではないかと考えるのである。そのように考える根拠は、文武三年の記事に「始置」と記されていることである。ところでこの「始置」には二つの意味が考えられる。すなわち、(一)持統朝の鑄銭司が制度的にまだ整備されていないか、もしくは、臨時的な性格をもつに對し、文武朝のそれは一つの明確な官制として確立され、恒常的な性格をもっていたため「始置」と記したのではないかということが考えられる。しかし、前後わずか五年の間に同様な機能をもつ官司を設置したとすると、後におかれた官司に「始置」と記するのは不自然であらう。つぎに(二)持統八年と文武三年鑄銭司はその機能を異にするため、後者の鑄銭司に「始置」と記したのではないか、ということも考えられる。⁽⁴⁾ そのように考えると、両鑄銭司の機能が異なるのであるから、後者に「始置」と記しても不自然ではない。

以上のように、持統、文武両朝の鑄銭司がその機能を異にしていたと

すると、はじめ指摘したように、持統朝の官人任用の記事が三人を並記するのに對し、文武朝では長官の任命記事のあるのが注意されよう。このことは、両鑄銭司の性格の差異のためと考えられ、それは後者が鑄造を意図とした一つの官司として整備されていたのに對し、前者は、鑄銭のための準備機関ではなかったかと思われる。

その点を角度を変えてみてみよう。天武朝に流通した貨幣が、どのような貨幣であったかは確認できない。たとえば中国よりもたらされた貨幣とも考えられる。しかし、先進国よりの渡来者およびその子孫らが、母国の貨幣に模してわが国において鑄造した貨幣であるかもしれない。

その点について八木充氏は、民間に鑄銭の技術者集団が存在することを想定⁽⁵⁾されている。この点についてはさらに後にふれるが、民間の鑄銭者集団を想定できるならば、国家的貨幣の鑄造の前提に、それら民間鑄銭者集団の統制把握が必要となる。持統朝の鑄銭司官人の任命が三人を並記するのは、少なくともこれら三名が分掌して、かかる民間鑄銭者集団を把握し、国家的規模における鑄銭体制の基礎を作るためのものではなかったかと考えられよう。これに對し文武朝の鑄銭司は、直接国家自ら鑄造を行なう鑄銭司と考えることができる。

それでは、文武三年設立の鑄銭司の活躍状況はどうか問題になろうが、この段階でも実際に貨幣が鑄造されていたとは考えられない。なぜなら鑄銭事業とは、それに関する技術と資財があわさってはじめて可能になるのであるが、当時のわが国において、貨幣を鑄造するための条件

は、まだ十分整っていなかったと考えられるからである。⁽⁶⁾そして、わが国における鑄銭が本格化するのには、さきにものべたように、和同開珎の鑄造以降のことであったことから、文武朝の鑄銭事業は成果をあげなかったと考えてよいであろう。

二 催鑄銭司について

続日本紀和銅元年正月乙巳条に「武蔵国秩父郡猷和銅」とあり、同年二月甲戌条には「始置催鑄銭司。以從五位上多治比真人三宅麻呂任之。」とある。かくしていよいよ政府による鑄銭が本格化するのであるが、この時の鑄銭について、坂本太郎氏は、平城京の完成後に東西市を設置し、官設の物資交易の場とする意図のあった政府は、市を繁栄させるため錢貨を必要としたとし、加えて、唐に遅れまじとする後進国の一種のあこがれが貨幣を鑄造せたとされた。⁽⁷⁾また村尾次郎氏は、平城京建設資金調達のため、武蔵国より出土した和銅を祥瑞として劇化し、大いに和同錢を鑄造したとされた。⁽⁸⁾この時の鑄造の意味については右の見解からほぼ理解できる。

ところで和銅元年二月に設置された催鑄銭司について、岩橋小弥太氏は「此の催鑄銭司といふのは錢を催鑄するといふ意で、要するにいはゆる鑄銭司である。」⁽⁹⁾とされる。しかしこの解釈では「催」字の意味が明らかにならない。単に鑄銭司でなく、「催」字を冠していることに意味が

あると考えられるからである。そこで何に対して催鑄したかであるが、八木氏がのべられたように、催鑄銭司は「各地の鑄銭者集団に課した鑄銭の監督にあたった。」と考えるのが妥当であろう。⁽¹⁰⁾この鑄銭者集団とは、さきにものべた民間の鑄銭者集団のことで、弥永貞三氏もまた、かかる民間鑄銭者集団が和同錢鑄造以前に存在していたと考えられている。⁽¹¹⁾前節でのべたように、かつて政府は、かかる民間鑄銭者集団の統制把握をはかり、ついで統一貨幣の鑄造に着手しようとしたが、軌道に乗らなかった。したがって、この間もなお限定された地域内ではあろうが、貨幣の流通が行なわれ、それに応じて鑄銭もまたおこなわれていたと考えられよう。ところが、平城京造営計画の推進と共に、政府においては、貨幣の鑄造の必要が生じてきたのである。そこで政府は、各地に所在する民間鑄銭者集団に対して、和同錢の鑄造を命じ、さらにその統轄機関として催鑄銭司を設置したと思われる。しかし、民間鑄銭者集団が催鑄銭司に直接統轄されていたか、もしくは彼らが国衙に把握され、催鑄銭司によって間接的に統轄されていたのかについては問題であるが、後者のほうにより可能性が高いと考えられる。

たとえば、続日本紀和銅元年七月丙辰条に「令近江国鑄銅錢」とある。この史料から近江鑄銭司の存在を想定する見解もあるが、この史料は「近江国をして銅錢を鑄せしむ」と読めるから、近江国に対し中央より銅錢鑄造を命じたのであろう。近江国の鑄銭は後の長門・周防のような鑄銭司であったとは考えがたい。

ではどのような形態において、近江国で鑄銭が行なわれたのであろうか。一つには近江国の国衙工房における鑄造が考えられる。それと共にもう一つ考えられるのは、民間鑄銭者集団との関連である。つまり各地の鑄銭者が集団として国衙に把握されているとすると、中央の催鑄銭司はそれらの鑄銭者集団に対して直接鑄銭を命じるのではなく、国衙を媒介にしていたと思われる。近江国の場合は、まさにその事例であろうと考えられるのである。

ここで注意したいのは、続日本紀和銅三年正月丙寅条に「大宰府献銅錢」とあり、また同月戊寅条にも「播磨国献銅錢」とあることである。

右の記事より、これらの地に鑄銭司の存在をのべている研究もあるが⁽¹³⁾、この記事からだけでは、鑄銭司の存在は考えられない。そこで八木氏は、それぞれの国に流通していた旧銭を回収し献上したにすぎないとされたが、私は、これらの場合も民間鑄銭者との関連を考えてみたい。すなわち、近江の例と同じく、播磨や大宰府などの地方政庁が、民間の鑄銭者集団を掌握し、彼らをして鑄造せしめた貨幣を中央に献上したとみることができからである。そのように考えるとき、これらは催鑄銭司に統轄されていたとみることができよう。

以上催鑄銭司の役割を中心に鑄銭の初期の一形態を考察したが、催鑄銭司の存続期間は明らかでない。ただ右にのべたように催鑄銭司は、民間鑄銭者集団とかかわりがあること、それは国家独自の鑄銭機関である鑄銭司とは、機能を異にすると考えられるので、比較的早期に、おそら

く和銅年間のうちに、その使命を果しおえたのではあるまいか。

三 奈良時代の鑄銭司所在国

奈良・平安の両時代を通して鑄銭司の設置された地域は、少なくとも史料上に六カ国九カ所確認できる。しかもそれらは、さきにのべた近江国などとはちがひ、明らかに官司として設立されている。このように各地に鑄銭司が設置されているのは、一体何を意味するのであろうか。そのことを考えるために、まず各地の鑄銭司についてその置廢及び位置を年代順に検討してみよう。

河内鑄銭司 続日本紀和銅二年八月乙酉条に「河内鑄銭司官屬。賜祿考選。一准寮焉。」とあり、この時すでに河内鑄銭司は存在していた。

しかもこの時点で寮に準ぜられている。令制によれば、寮頭の官位相当は従五位上もしくは従五位下であり、河内国は延喜式では大国で、かりに和銅二年頃も大国か上国であるならば、その国守の官位相当は従五位上か従五位下である。したがって河内鑄銭司と河内国司は位階面では同等となり、河内鑄銭司は国司とは独立していたことがわかる。ただし、この鑄銭司の所在地及び存続年代については明らかでない。

長門鑄銭司 続日本紀天平二年三月丁酉条に「周防国熊毛郡牛嶋西汀。吉敷郡達理山所出銅。試加冶練。並堪為用。便令當國採冶。以充長門鑄錢。」とある。この長門鑄銭が鑄銭司であることは、播磨国正税帳の「長

門国鑄錢司主典從七位下大宅首佐波⁽¹⁷⁾」の記事により明らかである。したがって、この鑄錢司が天平二年以前に設置されていたこと、また、右正税帳の作成年次について、『大日本古文書』は、天平十年頃と考えているが、田中卓氏の研究により、天平四年頃と考えてよいことから⁽¹⁸⁾、長門鑄錢司は少なくとも天平二年から同四年ごろまでの存在は確認できる。当鑄錢司の所在地については、現在山口県長門市豊浦の覚苑寺近辺に当てられており、⁽¹⁹⁾同地からは、和同錢の溶范をはじめ鑄錢に用いられた遺物が出土している。

大宰府鑄錢司 さきにのべた播磨国正税帳に、長門鑄錢司の他に今一カ所の鑄錢司がみえる。しかしながら、この史料の解釈については問題があるので、⁽²⁰⁾つぎに『大日本古文書』所収の本正税帳から関係記事を抄出しておこう。(番号は仮に付した)

- ① 下任大宰府少監正六位上田中朝臣三上從參人并肆人^(食米支給の記事は略す。以下同じ)
- ② 依病向京鑄錢司史生无位八戸史廣足、從參人并貳人
- ③ 中宮職美作国主稻无位錦部主村石勝、從壹人并貳人
- ④ 上長門国鑄錢司主典從七位下大宅首佐波、從參人并肆人
- ⑤ 鑄錢司民領少初位上贅土師連忍勝、從壹人并貳人
- ⑥ 鑄錢司民領少初位下高安主村三事、從貳人并參人
- ⑦ 鑄錢司判官從七位下蘭田首八嶋、從參人并肆人
- ⑧ 下任備前国介從六位下田中朝臣淨足、從參人并肆人
- ⑨ 下任播磨国介正六位上田口朝臣養年富、從參人并肆人

⑩ 下任同国大掾從六位上民忌寸黒人、從參人并肆人
(以下略)

右の史料で問題になるのは、②の鑄錢司史生がどこの鑄錢司の所屬かという点である。これについては三通りの解釈ができる。

第一に、本正税帳を分析された田中氏は、②の鑄錢司を播磨鑄錢司とされる⁽²¹⁾。しかし、右に抄出した箇所をみてもわかる通り、本正税帳は大宰府・美作・長門・備前・播磨と国毎に記載する方法をとっているので、もし②の鑄錢司が播磨国所在とするならば、⑨⑩に連続して記すのが順当である。田中氏は、②に地名が付かないのは本正税帳が播磨國のものであるから当然とされるが、それならば⑨⑩に播磨と記すことはありえないであろう。したがってこの解釈は成立しない。

第二の解釈は、正税帳に限らず、地名の付していない鑄錢司は全て中央鑄錢司であろうとする利光三津夫氏の見解である。⁽²²⁾この解釈でも問題になるのは、②と⑤⑥⑦が中央鑄錢司で、④を長門鑄錢司とするのは、記載順序からいっても不自然ではあるまいか。

そこで今一つ考えられることは、上記の点からも明らかのように、本正税帳の記載が国別になっていることである。したがって、④から⑦は全て長門鑄錢司とみるべきであり、①の大宰府は②にもかかると解釈できる。以上から、本正税帳には長門と大宰府の両鑄錢司が記載されていることが明らかになったと思う。なお、さきにものべたように、大宰府鑄錢司について村尾次郎・志田諄一⁽²³⁾の両氏は、続日本紀和銅三年三月丙

寅条の「大宰府献銅錢」の記事により、大宰府鑄錢司が和銅三年頃より存在していたとされた。しかしこの史料は、鑄錢司の存在を意味していない。したがって現在のところ、大宰府鑄錢司の置廢時期およびその所在地については明らかでない。

岡田鑄錢司 日本三代実録貞観七年九月二十六日条に「勅木工寮。採銅於山城国相楽郡岡田郷旧鑄錢司山。」とあることから、この鑄錢司の存在は問題ないであろう。ところで、当鑄錢司の存置時期について、梅原未治氏は、現在の京都府相楽郡加茂町錢司の地を発掘調査され、その結果当時存在していたと思われる長門鑄錢司跡より出土している遺物と同型の埴塼、甕口が出土したこと、さらに岡田より出土の古瓦が「瓶原国分寺に最も多く見る花瓦と全く同一にして、よく奈良時代の特色を示せり。」とされ、これらにより岡田鑄錢司は統日本紀天平七年閏十一月庚子条に「更置鑄錢司」とある鑄錢司であるとされた。⁽²⁵⁾ たしかに出土遺物より岡田鑄錢司の奈良時代実在説を認めてもよいと思う。しかし、当鑄錢司を梅原氏のように考えるのは問題がある。すなわち、当遺跡出土の遺物と長門鑄錢司出土遺物が同様の形式をとるにしても、そこから直に岡田鑄錢司の設置年次を天平七年と推定できないと考えるからである。梅原氏の指摘されるように、当遺跡出土の瓦が瓶原の国分寺すなわち山城国分寺の花瓦と同じとすると、むしろ同国分寺の伽藍の建立年次にこそ、当鑄錢司の成立を求めるべきであろう。ところで、山城国分寺について、統日本紀天平十八年九月戊寅条に「恭仁宮大極殿施入国分寺」と

あるから、当国分寺の瓦は恭仁宮に用いられた瓦である。したがって、岡田鑄錢司は梅原氏の説のごとく天平七年の設立とみるよりも、同十二年十二月戊午の恭仁宮造宮と関係づけて考えたほうが妥当性があるのではあるまいか。⁽²⁶⁾ この点は後にのべる当時の政治状況からも説明できると思う。

登美鑄錢司 天平宝字五年の『造法華寺金堂所解案』中に「登美錢司村運和炭十四斛」とあり、⁽²⁷⁾ 「錢司村」とあるから、かつて登美の地に鑄錢司が存在していたのであろう。しかしそれが、天平宝字五年以前のどの時期に活躍していたかは不明である。

つぎにこの所在地であるが、大和国添下郡登美郷（現在奈良市富雄付近）に当たるとみてよからう。⁽²⁸⁾ 同右解には、登美錢司村と並べて同じく添下郡の生駒山域からの和炭の産出運搬を記している。⁽²⁹⁾ 類聚三代格所収の昌泰二年五月二十八日付官符に「鑄錢之道薪炭為本」とあり、炭が鑄錢の必需品と考えられているので、和炭を産出するこの生駒山域は、鑄錢の好適地であつたのであろう。

田原鑄錢司 統日本紀神護景雲元年十二月乙酉条に「從五位上阿倍朝臣三縣為田原鑄錢長官。刑部大輔如故。」とあり、同三年にも阿倍朝臣清成が田原鑄錢司長官に任命されている。⁽³⁰⁾ これらは共に任命記事であるから、当鑄錢司の置廢時期は断定できない。しかしながら、この鑄錢司が史料上にみえる期間は、全て道鏡の執政下であること、鑄錢司長官の清成は惠美押勝を追討し、道鏡に關係深い人物であり、また三縣も清成の

一族と考えられることからすると、この鑄銭司は道鏡が政治を掌握している間にのみ存在したのではないかと考えられる。

さてこの鑄銭司の所在地について、国名の記載がなく、単に田原とのみ記されているために旧来より問題になっている。穂井田忠友の『中外錢史』では、「山城国宇治田原者、未得考案之縁、大和国添上郡田原者、在干奈良京東南山中三里許、而距山城国岡田銅山之正南三里矣、恐当此処歟。」と大和国添上郡田原をあげている。また西村真次氏も同じく添上郡田原をあげ、同地が片麻岩及びそれを貫く珪岩脈の地帯にあつて、銅鉱母岩としての可能性をより多く有するという地質学的観点から説明されている。⁽³²⁾ 現在この田原は、奈良市内東方に位置し、付近には白砂川が流れ、鑄銭の場所としての条件はよい。しかし、田原鑄銭司を添上郡田原と推測する史料上の根拠はない。ところが大和の田原は添下郡（現奈良市内西方）にもあり、その場所は前述した登美鑄銭司に近く、和炭を産出する生駒山城にも近い。また、この田原は河内田原にも接しており、後述するが、田原鑄銭司は同時期に造営された由義宮に接近し、これらは共に道鏡との関係があるので、私はこの添下郡田原ではないかと思う。

鑄銭寮

神龜三年山城国愛宕郡出雲郷雲下里計帳中に、右鑄銭寮使部、鑄銭寮史生の各一員がみえる。⁽³³⁾ 『続日本紀』をはじめ他の史料にも鑄銭寮の存在を示す記事がなく、また右鑄銭寮とあるから左鑄銭寮が存在したことも十分に考えられるが、具体的に明らかでない。かつて河内鑄銭

司が寮に準ぜられているから、和銅二年から神龜三年頃までの間に、鑄銭司が寮に昇格したことも考えられるが不明である。なおこの鑄銭寮の所在地についても、これが山城国計帳にみえるからといって直ちに山城国に鑄銭寮が存在したとは考えられない。また、中央官司という推測も成立つがその根拠もない。したがって現在のところ史料の提出に終らざるをえないが、後考をまわたいと思う。

以上奈良時代の鑄銭司の所在地についてのべてきたが、これらの総合的考察はのちにおこなう。ところで奈良時代の末、すなわち続日本紀の延暦元年四月癸亥条によると、財政緊縮策によって鑄銭司が廃止された。ここに奈良時代を通して活躍してきた鑄銭司は、一応その終止符を打たれたことになった。しかし平安時代になると、再び鑄銭司の活動が活発になるので、つぎに節を改めて平安時代の鑄銭司について考えてみよう。

四 平安時代の鑄銭司所在国

奈良時代末に財政緊縮政策によって鑄銭司が廃止されたが、続日本紀延暦九年十月甲午条に「復置鑄銭司」として、鑄銭司が復活された。この鑄銭司は、類聚国史弘仁七年七月戊寅条に「廢鑄銭司」とみえるのと同じものを指すと考えられるが、八木氏は類聚三代格所収の天長四年七月三日付の官符中に「此司在岡田之日」とみえることから、山城国の岡

田鑄錢司であるとされた⁽³⁴⁾。しかし、同鑄錢司は遅くとも延暦期までには廃止されたと考えられ、その後復活したとしても、この史料からすぐ岡田鑄錢司と断定するのは困難であり、他にそのことを証明する史料はない。したがって、この鑄錢司について具体的にその場所を指摘することはできないのである。平安時代の鑄錢地で所在地を確認できるのはつぎの三つである。

長門鑄錢使 類聚国史弘仁九年三月庚寅条に「改長門国司。為鑄錢使。定長官一員。次官一員。判官二員。主典三員。鑄錢師二員。造錢型師一員。史生五員。」とみえる。ここでは、長門国司を改めて鑄錢使としたこと、鑄錢司でなく鑄錢使としたことの二点が注意されよう。まず後者からいえば、弘仁七年に鑄錢司を廃してよりわずか二年後に、鑄錢司を復置するのは、いかに貨幣の必要があったからとはいえ、朝令暮改の譏を免れなかったからであろう。このような配慮から鑄錢司を置かずに、鑄錢使にしたと考えられる。つぎに前者についてであるが、その意味については現在のところ明らかにできない。ただ畿内を遠くはなれた長門国に、国司と鑄錢司官人を併置することに関して何らかの問題があったのであろう。のちに長門から周防国へ鑄錢司が移されるが、周防国守が鑄錢長官を兼務するのが例になっていることは、その問題を考える手懸りになると思う。

なおこの時の鑄錢地については、具体的史料がないので断定できないが、奈良時代の長門鑄錢司と同じ場所ではないかと思われる⁽³⁵⁾。つぎに、

この鑄錢使の廃止年次については、天長四年頃で、それは周防国に鑄錢司が移された頃と考えられるが、その経緯については次項でのべる。

周防鑄錢司 この鑄錢司は、類聚三代格所収承和二年三月十五日付官符の「応鑄錢司秩限定六年事」に、「太政官去天長八年三月五日式部省符稱。大納言正三位兼行左近衛大將民部卿清原真人夏野宣。奉勅。件司遠置周防……」とあるのを初見とする。したがって、右官符により天長八年三月には、すでに周防鑄錢司が存在していた。

それでは、同鑄錢司はいつごろ設置されたのであろうか。この点について『山口県文化史』に詳細な研究があるので、その要旨を紹介して、合わせて若干の私見を加えたい。『山口県文化史』は、(一)天長二年十二月に、鑄錢司官人の縮減があること。(二)同三年九月に鑄錢用の銅の輸送を止めたこと。(三)同四年七月に典藥医師一人が鑄錢司に設置されたこと。(四)同五年二月に鑄錢量を前年の二倍としたこと、の四点をあげ、(一)(二)は長門鑄錢使の末路を示すとし、(三)(四)は鑄錢事業の拡大を示すので、それは天長八年の周防鑄錢司と考えられ、長門鑄錢使は天長四年頃周防へ移されたとしている⁽³⁶⁾。以上の諸点に、私もさらに次の二点を加えて天長四年周防移行説を支持したい。

すなわち、第一点は、天長八年三月五日の式部省符(類聚三代格所収承和二年三月十五日付官符所引)に、鑄錢司の秩限を国司に準じて四年としていることである。天長四年に周防鑄錢司が設置され、長官が任命されたとすれば、天長八年はまさに任命の時から四年目にあたり、それ

ゆえ秩限のことで問題が生じ、この時改めて四年と定められたのではあるまいか。⁽³⁷⁾ また第二点は、『山口県文化史』の指摘する(三)にかかわるが、類聚三代格所収の天長四年七月三日付官符に、「省史生一員置医師」とある。さきにふれた天長二年の鑄銭司人員の削減を、弘仁九年の長門鑄銭使設置時の官員数を基準にして比較すると、天長二年には次官・史生は一員も存在しないことになる。しかるに、天長四年七月に史生一員を削減して医師を置いたことは、天長四年七月には史生数に余裕のあったことを意味し、このことは天長二年と同四年七月の鑄銭司が、その所在地を異にしていると考える傍証になろう。

以上の二点を付け加えることにより、天長四年前半には長門から周防へ鑄銭司が移行していたと考えてよからう。

つぎに、周防鑄銭司の所在地について、続日本後紀承和十四年二月乙未条に「周防国鑄銭司言。遷立司家東方瀉上山者。許之。逐伐樹木也。」とあることから、この年に周防国内で鑄銭司の遷立が行なわれているのがわかる。この地は昭和四十一年に山口市教育委員会により行なわれた発掘調査で、国鉄山陽線四辻駅より西北一キロメートルの山口市銭司村の水田の中と推定されている。同教育委員会の調査概報によると、遷立の翌年すなわち嘉祥元年に長年大宝が鑄造されたが、その破片が坩堝等とともに発掘され、したがってその地が続日本後紀にみえる瀉上山と確認されている。⁽³⁸⁾ この承和十四年から以後鑄銭司の衰退する平安時代の末まで、この地において鑄銭が行なわれたようである。なお、遷立以前の

場所については、現山口市大字陶の正護寺の前面にあたる台地に、江戸時代までは司家（明治以降は寺家）と呼ばれている地があり、この司家は右の承和十四年条にみえる司家にあたると考えられている。⁽³⁹⁾

山城国葛野郡鑄銭所 日本三代実録貞観十二年十一月八日条に「先是九月十一日。内裏有大産穢。停奉幣伊勢大神宮使。是日。遣大舍人頭從五位上磯江王。奉幣并鑄銭司及山城国葛野郡鑄銭所等新鑄銭。」とあり、周防鑄銭司と葛野郡鑄銭所が並置されている。しかしここでは、鑄銭所とあり鑄銭司とは区別しているのが注目される。いうまでもなく「司」としないで「所」とするのは、それが多分に臨時的性格をもっていたからであろう。そのような臨時的性格をもつ葛野郡鑄銭所の置廢について、日本三代実録等は明確な記載を欠くが、ある程度の推測は可能である。日本三代実録貞観七年六月十日条によれば、畿内及近江国において撰銭の行なわれていることから、撰銭禁止令が出されている。当時の貨幣が次第に粗悪化していたのがその原因であるが、このため政府は一方では撰銭禁止令を出し、他方で新銭鑄造の必要にせまられていた。そして日本三代実録貞観七年九月二十六日条に「勅木工寮。採銅於山城国相楽郡岡田郷旧鑄銭司山。」として旧鑄銭司山を採銅地とし、ついで同年十一月二十六日には「採銅之地廿町」を与えている。⁽⁴⁰⁾ このことは、おそらく鑄銭とかかわりをもつと考えられるが、さらに同十一年七月十日に採山城岡田（山）銅使を設置し、木工寮から独立している。⁽⁴¹⁾ 以上のことを考え合わせると、この採銅使の設置された時点からあまり隔らない

頃、葛野郡鑄錢所が設けられ、それは貞觀永宝の鑄錢後まもなく、遅くとも山城國採銅使の廃止された元慶五年頃までには、⁽⁴²⁾鑄錢の機能を停止したと思われる。

つぎにこの鑄錢所の所在地について、日本三代実録貞觀十二年十一月十七日条に「近於葛野鑄錢所。宗像・櫛谷・清水・堰・小社五神。奉鑄錢所新鑄錢。」とあり、一応の場所が推定できる。右の諸社のうち櫛谷神社は式内社であるが、他はいずれも在地の小社である。しかし右文中にこれらの諸社が葛野郡鑄錢所に近接し、そのための新錢奉納とするから、これら神社の所在地が確定できれば、鑄錢所の位置もおよその見当はつく。いま『山城志』および現在の地名を手懸りにみると、それらは嵐山渡月橋近辺に確認できる。⁽⁴³⁾したがって、鑄錢所の位置も嵐山渡月橋付近に求めてもよからう。

五 鑄錢司設置の意義

以上にのべたように、奈良・平安兩時代を通じて鑄錢のおこなわれたと思われる地域は、近江・河内・播磨・大宰府・長門・山城(岡田・葛野)大和(登美・田原)周防の各地が確認された。⁽⁴⁴⁾ところでこれらのうち、近江・播磨を除くといずれも官營の鑄錢地であるが、それらの相互關係について、前節までのべた点を総括して考えてみたい。

第一に、鑄錢司の統轄官司についてみておこう。まず、持統、文武兩

朝に鑄錢司がおかれ、それら兩鑄錢司の機能が異なることはすでに明らかにした通りであり、ついで催鑄錢司がおかれ、近江國等によって把握されていた民間鑄錢者集団に鑄錢を行なわせるようになった。これらはいずれも中央に設けられたと思われるが、やがて政府直轄の鑄錢司が設置されて、催鑄錢司はその機能を停止し、以後河内鑄錢司をはじめ長門・大宰府等の各地の鑄錢司によって鑄錢が行なわれるようになる。ところでこれら各地の鑄錢司と中央との關係について、すなわちこれら鑄錢司の上級官司は何であったのかについて、これまで明らかにされていないが、八木氏は、太政官符が直接鑄錢司へ、また鑄錢司解文が太政官あてに発せられているから、鑄錢司は太政官の直轄であると考えられている。⁽⁴⁵⁾もとより鑄錢料銅の運搬、上納先等については民部省や大藏省ともかわりをもつが、統屬關係からいえば太政官―鑄錢司と考えるとよいであろう。

第二に、各地に所在の鑄錢司について、その相互關係はどうかを考えてみると、この点についても八木氏は、各鑄錢司への指示内容からみて、特定時期に機能した鑄錢司は一カ所であったらうとの見解から、單一鑄錢司制説を出されたのが注目される。⁽⁴⁶⁾

しかし私は、以下の四つの理由から單一鑄錢司制説に従うことができない。(一)河内鑄錢司が設置されたところに他に鑄錢司が実在していたかどうか不明であるが、長門及び大宰府の兩鑄錢司が同一史料に併記されている。(二)八木氏のように考えるならば、奈良時代において河内鑄錢司の

存立年代の和銅二年から、岡田鑄銭司の成立をみる天平中頃までのほぼ三十年間に、河内・大宰府・長門・山城、そして成立年代は不明であるが、比較的早く解体したと思われる登美鑄銭司をも含めるならば、鑄銭司所在地がつぎに少なくとも五回も交替することになる。實際問題として、そのようなことがありうるであろうか。(三)統日本紀天平七年閏十一月庚子条には「更置鑄銭司」とあり、「更」とはたん廃止したものを復置したとも考えられるが、それ以前に廃止の記事が見当たらないので、旧に加えて新に設置したと考えることもできる。(四)統日本紀天平九年十一月甲戌条には、鑄銭司史生六人を増加して十六人にしており、これだけの史生数を支配できるのは「省」クラスの官司をのぞいてはなことからみて、この時の十六人は一カ所の鑄銭司を対象としているのではないと考えられる。以上の四点から、私は一時期に複数の鑄銭司が併存したことがあったと考える。

ではかかる鑄銭司の併存は一体いつまでつづいたのであろうか。いまは鑄銭司の官人数を手懸りに考えてみよう。さきに天平九年の史生増員記事等によって、複数の鑄銭司を考えたが、実は平安時代の周防鑄銭司の史生数をみると、多い時で四名であり、⁽⁴⁷⁾また国衙行政を兼ねていた長門鑄銭使の時でも五名であった。⁽⁴⁸⁾したがって、その点からも、天平九年時の史生数の多いことが知られよう。ところで、類聚三代格所収の延暦十七年十二月二十日付官符によると、八名から十名に史生数を増加している。増加する前の八名でも、周防鑄銭司の史生数の倍である。もし周

防鑄銭司官人が、八・九世紀を通じての基本的官人構成をあらわすとすると、延暦期の鑄銭司は史生に限れば、少なくとも二つの鑄銭司を考えざるを得ない。この段階でも複数の鑄銭司の存在を想定してもよいのではあるまいか。

ところが長門鑄銭使を設置して以後、五人以上の史生が一時期に実在することを証明する史料はない。したがって、長門鑄銭使設置以後は単一の鑄銭司制がとられたと考えられる。なお、その後において、周防鑄銭司と山城国葛野郡鑄銭所の二つの鑄銭機構が同時期に存在しているが、これは周防鑄銭司鑄造の貨幣が撰銭の対象となるほどに粗悪のため、⁽⁴⁹⁾中央政府の監視の直接ゆきとどく山城国葛野郡に臨時的に鑄銭所を設置したと考えられる。この場合はまさに例外であって、長門鑄銭使の設置以後は、単一の鑄銭司制になったと考えてよからう。

第三に、これまで検討してきた鑄銭司の所在地をみると、畿内・山陽道及び大宰府に限られているのが注意されるが、それはなぜであろうか。もっともさきに指摘した鑄銭司の他に、かつて武蔵国秩父郡に鑄銭司の存在を考える説があったが、すでに西村真次氏によって否定されているから問題はない。⁽⁵⁰⁾また遠江国に鑄銭司の存在を考える説もあるが妥当でないと思われる。すなわち、田中卓氏は、日本三代実録貞観十五年九月二十七日条に「授伊賀国從五位上敦国津大社神正五位下。從五位下佐々神。応感神。阿波神。宇奈根神並從五位上。正六位上宇豆賀神。神鹿高神。遠江国正六位上伊古奈神。鑄銭司正六位上黒山神。火山神並從

五位下。」とあることから、この鑄銭司は「遠江国」をうけるとして、遠江国に鑄銭司の存在を推定されるのである。⁽⁵¹⁾しかし、この記事は、伊賀・遠江の両国及び鑄銭司の管轄下にある各神社に対する叙位とみるべきである。さらに、現在周防鑄銭司跡には黒山八幡宮が鎮座しており、またすぐ側に火山と称する標高三百メートルぐらいの山も存在している。このことから遠江鑄銭司は否定してもよいであろう。したがって、鑄銭司の所在地は畿内・山陽道及び大宰府に限定できよう。それではなぜこれらの特定地域に限定されていたのであろうか。

かつて早川二郎氏は、畿内をはなれた地に鑄銭司を設置した意味を、畿内の鑄銭司の貨幣が独力で九州地方に流通しなかったためであるとされた。⁽⁵²⁾それならば、なぜ西日本のみに鑄銭司を設置し、東海・東山道はもとより北陸・山陰道等には鑄銭司を設置しなかったのか。もし早川氏の論が成立するならば、律令政府は西日本に貨幣を流通させようとする一方で、東日本は旧態依然たる物品経済を行なわしめたことになるのであろうか。たしかに、日本古代社会の東国と西国は経済的に発展段階のうえで差異のあることを認めてもよい。しかしそのことと、律令政府による貨幣鑄造とは切りはなして考えるべきであろう。また、鑄造された貨幣はその現地において直ちに流通手段として用いられたのではなく、京へはこばれているのは明らかである。

では改めて各地に鑄銭司が設置された意図は何かが問題になるが、通説によると産銅地及び鑄銭技術者の居住地から、鑄銭司の設置場所が推

定されている。それと共に是非考えねばならないことは、これらの諸国が瀬戸内海航路にあたることである。大宰府をはじめ山陽道の長門・周防、畿内の入口である河内はいずれも交通の要地である。このことは資財の運搬・新鑄銭の運送にとって陸上交通より海上交通のほうが有利であったため、それらの輸送に便利な地域が考慮されているのではあるまいか。したがって私は、鑄銭司所在地の決定理由として、産銅地に近いこと、鑄銭能力のある工人の所在地及び水上輸送にとって便利な場所の三点を考えておきたい。

第四に、鑄銭司を設置することの意味、すなわちこの場合は貨幣鑄造の意味でもあるが、その点を考えてみる。

鑄銭司がはじめて史料にみえ、官人任命を行なったのは、藤原京造営が完了する直前であった。ところで、前述のように坂本氏は和銅元年の鑄銭の意味について、唐風文化への一種のあこがれとされ、加えて平城京に東西市をもうけ、市の機能を盛んにするために錢貨を必要としたとされた。⁽⁵³⁾しかし、このような貨幣に対する観念は、平城京造営以前から存在していたのではあるまいか。なぜなら、藤原京の造営が唐を意識していたことはすでに知られている。またこのことからすぐに、藤原京にも東西市があったかどうかは問題だが、それ以前に大和国に市のあったことは周知の通りである。⁽⁵⁴⁾養老職員令市司条には、大宝令の註釈書たる古記がなく、また令集解にも関市令を欠いているため、大宝令に市司の規定があったかどうか判然としない。しかし、令集解逸文には関市令に

関する古記の記事もいくつかあり、間接的ではあるが、藤原京に市（はじめから東西に分れていなかったとしても）があったことは推定してよ⁽⁵⁵⁾からう。このように考えるならば、市の機能を十分に發揮するためには、当然貨幣の鑄造が必要となろう。

ともあれわが国の貨幣は、日本の置かれている国際的諸関係の中から生まれてきたのである。したがって、造都の経費調達の意味をもつ一方で、貨幣は経済的關係を越えたより高い政治的性格を具備している。そのことを岡田・田原の両鑄銭司の設置事情を通して考えてみよう。

山城岡田鑄銭司の設置について、恭仁京造営と関連づけられることをさきに推定したが、この恭仁京造営の主導者は橘諸兄と考えられている⁽⁵⁶⁾。当時政治の中枢部は諸兄に掌握され、恭仁京近辺には諸兄の別宅もあった⁽⁵⁷⁾。したがって、諸兄は恭仁京の造営をはかるとともに、自らが主導して同地に鑄銭司を設置したと考えられる。

また、神護景雲元年にみられる田原鑄銭司は、前述のように道鏡との關係が推定できる。これより前、天平宝字二年八月に藤原仲麻呂は惠美押勝と改名し、私印の使用の承認とともに挙稻および鑄造の權利を与えられた⁽⁵⁸⁾。そして押勝は、同三年に保良宮の造営をはかり、ついで同五年に完成させており、この間の同四年には万年通宝を鑄造している⁽⁵⁹⁾。しかし、押勝は同八年に乱を起して道鏡らに追討された⁽⁶¹⁾。そこで道鏡は、押勝の政策にならい天平神護元年には、神功開宝の鑄造を命じている⁽⁶²⁾。その時の鑄銭司は、もとより田原鑄銭司であろう。同鑄銭司長官の阿倍朝

臣清成は押勝追討に功があり、やがて造営される河内由義宮の造宮大輔になるなど、道鏡の信任が厚い。このような背景から、田原と由義宮が地理的に近いことも合わせて、田原鑄銭司と道鏡及び由義宮造営は、関連づけて考えることができる。

ところで、右に挙げたいいくつかの例で注意されることは、いずれも貨幣鑄造が造都と関連のあることである。これは単なる偶然でなく、造都などに伴う経費の調達という面もあるが、貨幣の鑄造が造都などと同じく、政治的・文化的意味をもっていたためと考えられる。そのもっとも具体的な例として、惠美押勝が自らの権力の象徴として、万年通宝を鑄造し、ついで道鏡もまた、神功開宝を鑄造してその政權確立のシンボルとしたことを挙げることができる。

古代の貨幣を純然たる経済的な観点からのみと考えると、古代の貨幣の本質を見失うことになる。そしてこのような鑄銭と政治權力とのかわり方の問題は、古代の貨幣の本質を明らかにする重要な視点ではあるが、その解明は別に改めて考えることとしたい。

おわりに

以上鑄銭司等の設置場所をめぐる、いくつかの問題を考えてきた。それは古代の貨幣を考えるための出発点となる基礎的な問題である。もとよりそれに十分答えられたとは思わないし、むしろ問題の提起におわつ

た箇所も少なくない。そればかりか、現在知られている鑄銭司跡にしても、十分な調査がなされていない現状からすると、はたして以上のような理解でよいのかという問題もある。それら残されたいくつかの問題は今後も究明してゆきたいが、先学諸賢の御叱正をいただければ幸いである。

註

- (1) 日本書紀によると、顯宗天皇二年十月癸亥条に「婁群臣。是時天下安平。民無徭役。歲比登稔。百姓殷富。稻斛銀錢一文。牛馬被野。」の記事があるが、これは中国の『後漢書』明帝紀の記事をもとに潤色したものとされており、史実とは考えられない。
- (2) 貨幣史に関しては古くより研究があるが、最近では『歴史教育』十七巻七号に日本貨幣史特集があり、研究史に触れるところがある。それによって、一応の貨幣史研究の到達点が明らかにされている。しかし、鑄銭司の所在については必ずしも明確にされていない。またその後、鑄銭司については、八木充「周防鑄銭司小考」(『山口大学文学会志』十七・一)が出された。しかし同氏の研究の視点は、主として周防鑄銭司にあることから、鑄銭司全般にはおよんでいない。本稿はそれら先学の業績に導かれながら、鑄銭司の所在地について改めて検討してみたい。
- (3) 新撰姓氏録は、臺忌寸について、摂津国諸蕃・漢の項に「臺直(臺忌寸同祖)漢祇吉王之後也。」とし、黄書連については、山城国諸蕃・高麗の項に「黄書連高麗國人久斯祁王之後也。」とある。
- (4) 続日本紀の「始」の用字法について、野村忠夫氏は『律令政治の諸様相』七五頁で、「続日本紀での『始メテ』の用法には、ある制度が改訂変更されて、その最初の実施を表現する場合が少なくない。」とされている。
- (5) 八木充「周防鑄銭司小考」(『山口大学文学会志』十七・一所収)。
- (6) 続日本紀の文武朝頃の記事に鉱物資源の発見・献上がみられ、これらの記事が文武朝鑄銭司と時期を同じくするのは、鑄銭司を設置したとはいえず、資財の確保が容易でなく、政府がこれら資財の確保に尽力している様子をう

かがうことができる。

- (7) 坂本太郎『日本全史』古代I 一五一～一五二頁。
- (8) 村尾次郎『律令財政史の研究』三四五頁。
- (9) 岩橋小弥太『上代食貨制度の研究』第二集 二八〇頁。
- (10) 八木充「前掲論文」三頁。
- (11) 弥永貞三「奈良時代の銀と銀錢について」(伊東多三郎編『国民生活史研究』第二巻所収) 二九頁。
- (12) 滝沢武雄『日本貨幣史の研究』二九頁。
- (13) 村尾次郎「前掲書」三三二頁。志田諄一「奈良時代の貨幣政策と私鑄錢」(『歴史教育』十七・七所収) 二五頁。
- (14) 八木充「山陽道の銅産と鑄銭司」(福尾猛市郎編『内海産業と水運の史的研究』所収) 三六頁。
- (15) 延喜式卷二二、民部上。
- (16) 西村真次『日本古代経済』交換編第四冊貨幣)は、古市郡蕃田に比定しているが、史料的に確認できない。
- (17) 『大日本古文書』卷二、一五〇頁。
- (18) 田中卓「播磨国正税帳の成立と意義」(大阪社会事業短期大学『社会問題研究』二二・二所収) 六三頁。
- (19) 文部省「史蹟調査報告」第六輯「山口県長門鑄銭所趾」。
- (20) 註(18)参照。
- (21) 田中卓「前掲論文」六七頁。
- (22) 利光三津夫「神功錢鑄造をめぐる史的背景」(慶応大学法学部『法学研究』四三・一〇所収) 一三四頁。
- (23) 村尾次郎「前掲書」。
- (24) 志田諄一「前掲論文」。
- (25) 梅原末治「錢司の遺跡」(『京都府史蹟勝地調査会報告』第四冊所収)。
- (26) 佐藤虎雄「和同開珎をめぐる諸問題」(『歴史教育』十七・七所収) 二〇頁によると、「天平十三年に恭仁京造営のころから、桓武天皇の平城宮に即位のころまで存続」と推定されている。右の創設期については妥当と思うが、それ以後の存続期間については史料的に確認できない。

- (27) 『寧楽遺文』中巻、四八三頁。
- (28) 村尾次郎『前掲書』三三三頁。
- (29) 註(27)参照。
- (30) 続日本紀神護景雲三年三月戊寅条。
- (31) 阿倍朝臣清成は、続日本紀天平宝字八年十月庚午条によると、惠美押勝の追討に功をあげたことがわかり、ついで神護景雲三年八月甲寅条に由義宮造宮のさいの造宮大輔になったと記されている。
- (32) 西村真次『前掲書』一五一頁。
- (33) 『大日本古文書』巻一、三六五頁。
- (34) 八木充 註(5)『前掲論文』四頁。
- (35) 鑄錢使の官衙と鑄錢地は一応別の場所と考える。前者は長門の行政全般にわたるから、旧長門国府におかれたと考えるが、後者は実際に鑄錢が行なわれた場所を指す。したがって、奈良時代と同様に国府所在地と鑄錢地とは離れていたと思われる。
- (36) 山口県文化史編纂委員会編『山口県文化史』一二四頁。八木氏もこの見解を妥当としている。註(14)『前掲論文』。
- (37) 類聚三代格所収の承和二年三月十五日付官符によると、天長八年三月五日官符で鑄錢司秩限は四年にさだめられた。これは長門より周防へ鑄錢司が移行して丁度四年目に当る。
- (38) 山口市教育委員会編『周防鑄錢司跡考古学調査概報』(昭和四十一年)。
- (39) 米光長三郎『周防鑄錢司史』八頁。
- (40) 日本三代実録貞観七年十一月二十六日条。
- (41) 日本三代実録貞観十一年七月十日条。
- (42) 日本三代実録元慶五年六月朔日条。
- (43) 櫛谷以下の諸社の所在については『山城志』(葛野郡神廟部)によると、櫛谷神社(上山田村北櫛谷)、小社神祠(上山田村)、清水神祠(嵐山蛇谷)、堰神祠(下嵯峨大堰川北岸旧名大堰里)、宗像神祠(櫛谷)とある。この上山田村は、現在京都市右京区嵐山渡月橋付近にあり、五社のうち櫛谷・宗像・堰の三社と、蛇谷の地が渡月橋付近に確認できる。なお、堰神祠は現在大井神社と呼ばれている。また、櫛谷・宗像神社については『宗像神社

- 史』下巻七六七、七五七頁参照。
- (44) 周防については、承知十四年に同国内で鑄錢司が移行されているので、十四年を境に前後二カ所に存在していた。
- (45) 八木充 註(5)『前掲論文』。
- (46) 八木充 註(5)『前掲論文』。
- (47) 類聚三代格所収斉衡二年十一月一日官符。
- (48) 類聚国史巻一〇七、鑄錢司弘仁九年三月庚寅条。
- (49) 日本三代実録貞観七年六月十日条。
- (50) 西村真次『前掲書』一四五頁。
- (51) 田中卓『前掲論文』。
- (52) 早川二郎『日本古代史の研究』二二三頁。
- (53) 坂本太郎『前掲書』一五一頁。
- (54) 日本書紀敏達十四年三月丙戌条。推古十六年八月癸卯条。
- (55) 扶桑略記大宝三年是歳条に「立東西市。」とある。但しこの記事自体についての信憑性は明らかでない。
- (56) 岸俊男『藤原仲麻呂』八二頁。
- (57) 岸俊男『藤原仲麻呂』八一頁。
- (58) 続日本紀天平宝字二年八月甲子条。
- (59) 滝川政次郎『保良宮考』(法制史論叢 第二冊、『京制並に都城制の研究』所収)三五三頁。
- (60) 続日本紀天平宝字四年三月丁丑条。
- (61) 続日本紀天平宝字八年九月乙巳条。
- (62) 続日本紀天平神護元年九月丁酉条。